

日田市監査委員告示第 11 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監 查 対 象 : 地方創生推進課、農業委員会事務局

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年5月30日

日田市監査委員 小ケ内 聡行

同 梅原竜也

監査の結果

措置の内容

【地方創生推進課】

【地方創生推進課】

①指定納付受託者の指定について

地方創生推進課では、ふるさと納税に関する業務について、様々な事務を行っている。

寄附金の収納に当たっては令和4年1月から、 地方自治法に基づく指定納付受託者制度が施行されているが、寄附金の収納事務の契約状況を確認 したところ、指定納付受託者の指定の手続き及び 告示がなされていなかった。

指定納付受託者の指定及び告示については、地 方自治法及び日田市会計規則において定められて いることから、規則等に則った事務処理を行われ たい

また、指定代理納付の契約については、指定代理納付制度等に関する経過措置が、令和5年3月31日までとなっていることから、指定納付受託者制度への移行手続きを行なわれたい。

②自動更新条項を設定した契約について

地方創生推進課の契約事務の執行状況を確認したところ、契約書において契約期間を「この契約の有効期間は締結日から1年間とする」といった規定をしたうえで、さらに「期間満了の○か月前までに、契約当事者のいずれか一方より終了の通知がない場合は、1年間延長されるものとし、以降も同様とする」といった、自動更新条項を設定しており、年度当初(4月)に契約の継続の意思決定を行っているものの、契約書を再度作成せずに当初の契約期間の終了以降も契約を継続するものが多数見受けられた。

自動更新条項は、予め契約相手の約款に設定されていることが多くみられ、契約の終了前に、後

①日田市のふるさと納税においては、インターネット上の4つのポータルサイトを通じて寄附金を受け付けており、寄附金の収納事務についても、それぞれのポータルサイト運営事業者に委託をしておりますが、令和4年1月の地方自治法改正以降、指定納付受託者の指定の手続きを行っておりませんでした。

この原因は、法令改正及び指定納付受託者制度 に対する認識不足によるものであり、直ちに指定 納付受託者の指定に必要な手続きを進めておりま す。

また、職員に対しても改めて法令等の順守を周 知・徹底し、再発防止に努めてまいります。

②日田市のふるさと納税に関する事務のうち、インターネット上のポータルサイトへの掲載や返礼品の取り扱い、寄附金の収納事務については、相手方の作成した契約書により契約を締結し、その契約書の中に自動更新条項が設定されており、サービスの利用を開始して以来、その条項に基づいて契約を更新してきております。

この原因は、相手方の契約条件と地方自治法等の関係法令との整合性の確認不足によるものです。

直ちに契約条項のうち、不適正な内容の解消に 向けて相手方と協議を進め、協議の整った契約か ら順次見直しを行うとともに、職員に対しても改

監査の結果	措置の内容
年度予算の裏付けがない状態で後年度における契	めて法令等に則った適正な事務の執行を徹底して
約の継続を確定をさせるもので、地方自治法23	まいります。
2条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因と	
なるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定	
めるところに従い、これをしなければならない」	
と定めており、予算の裏付けがない自動更新契約	
は不適正であることから、相手方と協議の上、契	
約の見直しをはかられたい。	

監査の結果

措置の内容

【農業委員会事務局】

〇タブレット導入事業について

農業委員会事務局では、国の「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」により、農地所有者等の意向把握や利用状況調査に活用するためのタブレットを導入しており、農地利用最適化推進委員に貸与している。

このタブレットでは、メールアドレス及びパス ワードを入力することでシステムにログインし、 所有者、地目、面積等の農地情報や、所有者の農 地に関する意向等が閲覧できることから、個人情 報の保護の観点からも、適切な管理、使用が求め られている。

「農業委員会による情報収集等業務効率化支援 事業」第5では、個人情報の安全管理について、 タブレット端末の遺失等を防ぐ措置を講じるよう 努める旨の記載があり、また県指定のサポート機 関である農業委員会ネットワーク機構では、「貸 与端末機の取扱い」や「貸与端末機に関する禁止 事項」等が記された「農業委員会におけるタブレ ット型端末機に関する運用基準(例)」を挙げて いる。

しかし、農業委員会事務局におけるタブレット の運用状況を確認したところ、「運用基準」は定 められていなかった。

「日田市情報セキュリティ基本方針」第7条においては、情報資産の持ち出しによる情報資産の漏えい等を対象脅威とし、利用者が遵守すべき事項等、情報セキュリティ対策を講じることとされていることから、今後はタブレットの適切な運用を図るために必要な基準等の整備を行われたい。

【農業委員会事務局】

タブレット型端末機につきましては、農地利用 最適化推進委員19名が現地調査や意向調査、地 域計画の目標地図作成に活用するため、令和4年 度に購入したもので、その後、ソフトウェア等を 整えた上で、令和5年6月から本格運用を予定し ていたものでした。

このタブレット型端末機の今後の運用に向けて、通信状況の確認などの準備のため、希望する 農地利用最適化推進委員へ一時的に貸与しており ましたが、運用基準等を定めていない中での不適 切な貸与でありましたことから、直ちに回収いた しました。

運用基準等につきましては、今後開催予定の農業委員会定例総会において、「日田市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準」を定め、情報セキュリティ対策を講じたのち、準備が整い次第、適切に運用を開始してまいります。